

JJ-30.10

電話網における着信端末識別インタフェース

Interface for Identifying Receiving Terminals
on a Telephone Network

第1版

1987年12月15日制定

社団法人
情報通信技術委員会

THE TELECOMMUNICATION TECHNOLOGY COMMITTEE

本書は、(社)情報通信技術委員会が著作権を保有しています。

内容の一部又は全部を(社)情報通信技術委員会の許諾を得ることなく複製、転載、改変、転用及びネットワーク上での送信、配布を行うことを禁止します。

<参考>

1. 国際勧告等との関連

本標準は、電気通信技術審議会の諮問第4号「非電話系サービスのための電気通信網の高度化に係る技術的諸問題」について（答申）（昭和62年1月26日）の第2章2.2.2並びに別紙1「MS S方式仕様案」に準拠したもので、主に、日本国内での適用を前提としたものである。

なお、本標準に関連する国際勧告はない。

2. 上記国際勧告等に対する追加項目等

上記答申に対する追加項目等は、下記のとおりである。

(1) MS 2信号の追加

MS 2信号として参考であったGⅢファクシミリ端末のCNG信号、パーソナルコンピュータ通信及び日本語テレテックスのCST信号を本標準に追加する。

追加した理由は、ファクシミリ通信、パーソナルコンピュータ通信等、特にこれらの自動発着信サービスでの需要が今後拡大する動向にあり、これらのサービスに対応する仕様を明確に記述するのが適当と判断されたことによる。

(2) MS 5信号及びガイダンス（GU 4）の追加

MS 4送信条件をMS 4とMS 5に分離（MS 5の追加）した。併せて、MS 5対応のガイダンスとしてGU 4を追加した。

追加した理由は、指定された内線端末機器が未接続の場合、発信側の課金時間を短縮できるように、速やかに通知可能な信号を設けることが適当と判断されたことによる。

(3) MS 1、MS 4信号の信号の割り付け変更

MS 1、MS 4信号の信号の割り付けをPB信号の“*”、“#”からそれぞれPB信号の“A”、“B”に変更した。

変更した理由は、発信側の誤操作により発信側MS Sで当該信号を誤検出しないように、直接端末操作者が操作しにくい信号を割り当てるが適当と判断されたことによる。

る。

(4) MS 1 送信後のガイダンス（GU 1）の追加

MS 1 送信後にガイダンス（GU 1）を追加した。

追加した理由は、MS 1 送信後、速やかに発信者に本手順に従う端末機器が応答したことを通知できるようにするのが適当と判断されたことによる。

(5) 記述法の変更

記述法を変更している。

変更した理由は、上記答申における仕様の範囲を混乱なく理解できるように、仕様項目と仕様内容の明示、着信側の規定点での仕様の記述が適当と判断されたことによる。

3. 改版の履歴

版 数	発 行 日	改 版 内 容
第 1 版	昭和 6 2 年 1 2 月 1 5 日	制 定

4. 工業所有権

本標準に関わる「工業所有権の実施の権利に係る確認書」の提出状況は、TTC ホームページでご覧になれます。

目 次

1. 規定範囲	1
2. 規定点	1
3. 基本要件	2
4. 信号方式	3
4.1 受信信号	3
4.2 送出信号	5
4.3 制御フロー	11
4.4 タイミング条件	12
4.5 終話制御	13
5. その他(補足)	14
付属資料1 既存アナログ電話用設備で使用する信号仕様	15
付属資料2 PB信号受信最小レベル	17
付録1 制御シーケンス	18
付録2 用語対照表	21

1. 規定範囲

本標準は、端末設備等規則でいう「アナログ電話端末」で、一の電気通信回線設備に複数の端末機器を収容し、選択的に接続する端末機器であるMSS (Multi Services Switcher) の加入者線インタフェースにおける電気・物理条件、信号方式、制御方式を定める。

2. 規定点

MSSは既存のアナログ電話用設備を経由して多種多様な既存端末設備等からの着信を受ける必要があるため、図2-1/JJ-30.10に示す接続形態を考慮し、規定点は着信側MSSのアナログ電話用設備との接続点である図2-2/JJ-30.10のa点の1点とする。

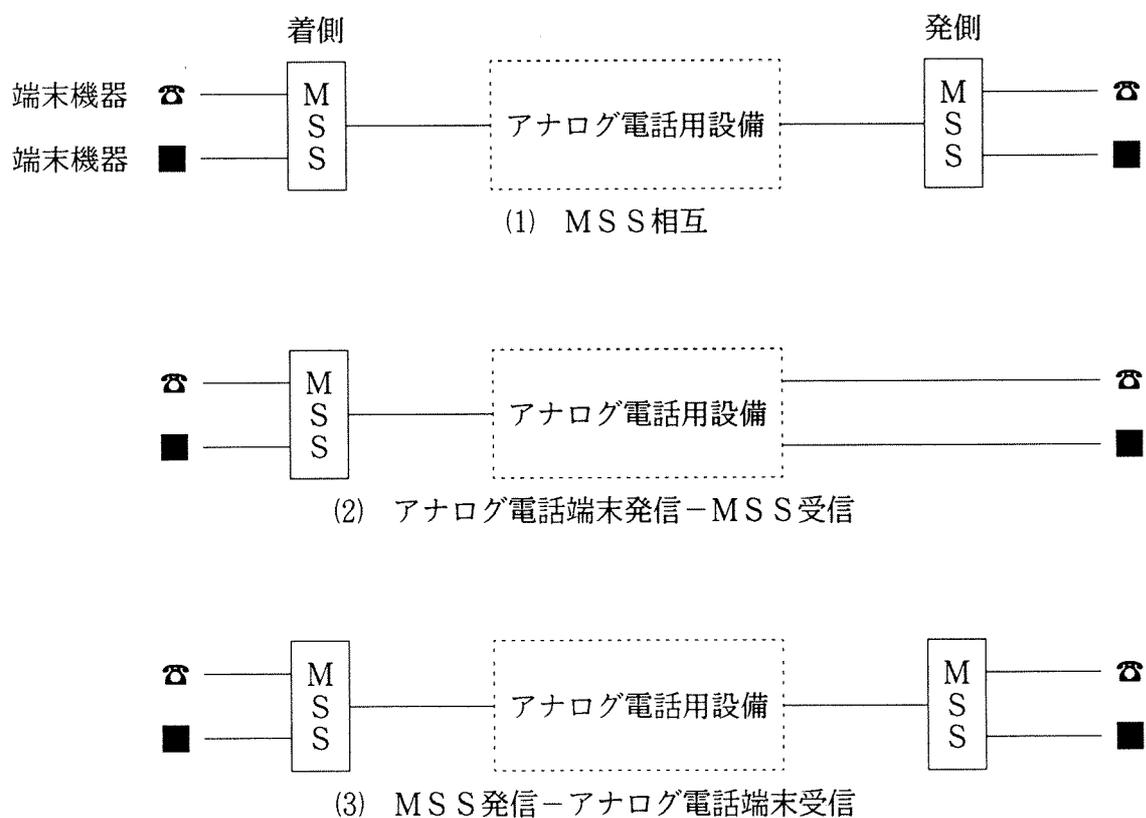


図2-1/JJ-30.10 接続形態



図2-2 / JJ-30.10 規定点

3. 基本要件

MSSが「電話網における着信端末識別インタフェース」として備えなければならない基本要件は以下のとおりである。

- (1) 所定の制御フローに従い、着信側に複数収容されている内線端末機器の1つを発信側の指示で選択接続又は該内線端末機器の状況通知を行う。
- (2) 所定の制御フローに従い、所定の受信信号の受信・検出並びに所定の送出信号の送信を行う。
- (3) 呼出信号により着信側の内線端末機器を認識できず、かつ、発信側からの端末選択信号が所定の時間内に受信・検出できない場合は、MSSの設置者又は製造者が任意に定めたデフォルト端末が発信側より指定されたものと認識する。
- (4) 前項(3)により指定内線端末機器を認識してから、下記の時刻のいずれか早い時刻まで指定内線端末設備を呼び出し続けなければならない。
 - (a) 指定内線端末機器が応答する時刻。
 - (b) 呼出を開始してから15秒から60秒の間に任意に設定した時間 T_{12} 後の時刻。
ただし、指定内線端末機器は不出状態であり、発信側が課金状態になっていることを考慮し、(b)の時間設定はできる限り短く設定することを推奨する。
- (5) 指定内線端末機器が応答せず、かつ、規定点に所定の信号が検出された場合、MSSを初期状態に復帰させなければならない。
- (6) MS 2等により指定された内線端末機器が未設置の場合又は内線端末機器が応答しないと判断する時間が経過し、MS 4又はMS 5を返送する場合は、できる限り速やかに行わなければならない。

4. 信号方式

標準仕様の規定に当たって、次の様態が考えられる。

レベル1 : 標準として定めるもので、相互運用性、互換性を確保するため遵守すべきもの。

レベル2 : 利用形態により、製造・運用者ごとに選択的に実装するもの。

レベル2の仕様の実装状態により数々存在しうる着信側MSSとの相互接続性を確保するために、MSSに着信させる発信側端末機器は、着信側が発信側に送出する4.2節(6)、(7)、(8)、(9)に規定するガイダンスの受信による自端末機器自身の制御を行ってはならない。

4.1 受信信号

(1) 呼出信号 (RG)

(a) 機能

着信側の端末機器に対して着信があることを示す信号仕様に定める監視信号。

(b) 信号仕様

表4-1/JJ-30.10による。

表4-1/JJ-30.10 着呼通知信号 (RG) 規定

項目	レベル	規定	記事
信号形式	レベル1	アナログ電話用設備で使用する 16Hz呼出信号 (IR)	付属資料1.
	レベル2	アナログ電話用設備で使用する 1300Hz呼出信号	

(2) 端末機器応答確認信号

(a) 機能

電気通信回線設備からの呼出信号にMSSが応答したことを通知する端末機器応答信号を電気通信回線設備が受信したことを通知する。

(b) 信号仕様

表4-2/JJ-30.10による。

表4-2/JJ-30.10 端末機器応答確認信号

項目	レベル	規定	記事
信号形式	レベル1	RG停止	

(3) 網内通話路解放通知信号 (BT)

(a) 機能

接続の要求をされた着信側の内線端末機器が着信不可能な状態の場合又は接続の要求をされた着信側の内線端末機器が未接続の場合に、発信側が通信を放棄したことを電気通信回線設備がMSSに通知する信号

(b) 信号仕様

表4-3/JJ-30.10による。

表4-3/JJ-30.10 網内通話路解放通知信号

項目	レベル	規定	記事
信号形式	レベル1	アナログ電話用設備で使用する話中音	付属資料1.

(4) 内線端末機器指定信号 (MS2)

(a) 機能

発信側の端末機器が着信側MSSからMSS応答信号 (MS1) を受信した後、発信側の端末機器から着信側の内線端末機器を選択するために送出する信号。

(b) 信号仕様

表4-4/JJ-30.10による。

表4-4/JJ-30.10 端末指定信号 (MS2)

項目	レベル	規定	記事
信号形式	レベル1	1桁のPB信号 “1”、“2”、“3”、 “4”、“5”、“6”、 “7”、“8”、“9”、 “0”、	付属資料1.
	レベル2	CNG信号、CST信号	
感動信号最少継続時間	レベル1	50ms	PB信号の場合
不感動信号継続時間	レベル1	25ms	PB信号の場合
検出最小レベル	レベル1	-40dBm以下	付属資料2.

(注1) 4.4(2)で規定するMS2受信タイマ (T_{11}) がタイムアウトした場合は、利用者の指定するデフォルト内線が指定されたものとする。

(注2) CST信号を実装する場合は、実装するCST信号の信号形式を明示しなければならない。

(注3) MSSとしては、感動信号最小継続時間以上継続する場合、MS2として受信しなければならない。また、不感動信号継続時間以下しか継続しない場合はMS2を受信したと判断してはならない。

4.2 送出信号

(1) 端末機器応答信号

(a) 機能

電気通信回線設備からの呼出信号を受信したときに、着信側MSS又は内線端末機器が応答したことを電気通信回線設備に通知する信号。

(b) 信号仕様

表4-5/JJ-30.10による。

表4-5/JJ-30.10 端末機器応答信号

項目	レベル	規定	記事
応答形式	レベル1	ループ閉成	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号第9条）による

(2) MSS応答信号（MS1）

(a) 機能

着信側MSSが発信側端末機器又は発信側端末機器操作者に、MSSの着信とMS2送出等の契機を通知する信号。

(b) 信号仕様

表4-6/JJ-30.10による。

表4-6/JJ-30.10 MSS応答信号（MS1）

項目	レベル	規定	記事
信号形式	レベル1	PB信号の“A”	付属資料1.
最小信号幅	レベル1	100ms以上	
最大信号幅	レベル1	700ms以下	

(3) 内線応答信号（MS3）

(a) 機能

MS2に従い着信側MSSの内線端末機器が応答したことを発信側端末機器又は発信側端末機器操作者に通知する信号。

(b) 信号仕様

表4-7/JJ-30.10による。

表4-7/JJ-30.10 内線応答信号 (MS3)

項目	レベル	規定	記事
信号形式	レベル2	表4-8/JJ-30.10 に規定したPB信号	
最小信号幅	レベル2	100ms以上	
最大信号幅	レベル2	700ms以下	

表4-8/JJ-30.10 内線応答信号対応関係表

MS2信号	MS3信号	記事
PB信号	MS2に対して応答した端 末番号を示すPB信号	PB信号は“1”から“9”までと“0”
CNG	なし	ファクシミリ端末の場合MS3としてCED信号を内線端末機器等が送出することを認める
CST	なし	パソコン等端末の場合MS3としてAST信号を内線端末機器等端末が送出することを認める

(注1) 1300Hz呼出時にはMS3は無し。

(注2) MS4又はMS5を実装する場合は、実装しなければならない。

(注3) MS2によらないでデフォルト端末に接続された場合、MS3信号はなし。

(4) 内線不応答通知信号 (MS4)

(a) 機能

MS2で指定された着信側MS Sの内線端末機器が、一定時間応答しなかったことを発信側端末機器又は発信側端末機器操作者に通知する信号。

(b) 信号仕様

表4-9/JJ-30.10による。

表4-9/JJ-30.10 内線不応答通知信号 (MS4)

項目	レベル	規定	記事
信号形式	レベル2	PB信号の“B”	付属資料1.
最小信号幅	レベル2	100ms以上	
最大信号幅	レベル2	700ms以下	

(注) MS3又はMS5を実装する場合は、実装しなければならない。

(5) 指定内線未設置通知信号 (MS5)

(a) 機能

MS2にて指定された着信側MSSの内線端末機器が、未設置であることを発信側端末機器又は発信側端末機器操作者に通知する信号。

(b) 信号仕様

表4-10/JJ-30.10による。

表4-10/JJ-30.10 指定内線未設置通知信号 (MS5)

項目	レベル	規定	記事
信号形式	レベル2	PB信号の“C”	付属資料1.
最小信号幅	レベル2	100ms以上	
最大信号幅	レベル2	700ms以下	

(注) MS3又はMS4を実装する場合は、実装しなければならない。

(6) MSS応答通知ガイダンス (GU1)

(a) 機能

発信者に対して、着信側設置のMSSが応答したことを通知し、MS2の送出手を促す可聴信号。

(b) 信号仕様

表4-11/JJ-30.10による。

表4-11/JJ-30.10 MSS応答通知ガイダンス(GU1)

項目	レベル	規定	記事
信号形式	レベル2	他信号と異なる可聴音	トーキ又はメロディ

(注1) 16Hz呼出信号以外による呼出しに対してはGU1を送出しないこと。

(注2) GU1を送出する場合、GU1を送出中に発信側からMS2が到着する可能性があるため、GU1送信中でもMS2の受信が可能であること。

(注3) GU1は、既存のアナログ電話用設備で使用しているRBT、BT等と紛らわしくないことが望ましい。

(注4) GU1は、これにより発信側の端末機器が誤動作しないよう考慮したものであることが望ましい。

(7) 内線呼出通知ガイダンス(GU2)

(a) 機能

発信者に対して、内線端末機器を呼び出し中であることを通知する可聴信号。

(b) 信号仕様

表4-12/JJ-30.10による。

表4-12/JJ-30.10 内線呼出中通知ガイダンス(GU2)

項目	レベル	規定	記事
信号形式	レベル2	他信号と異なる可聴音	トーキ又はメロディ

(注1) 16Hz呼出信号以外による呼出しに対してはGU2を送出しないこと。

(注2) 呼出中の内線端末機器が応答したら、すみやかにGU2の送出を提出すること。

(注3) 着信側設置のMSSが内線端末機器を呼出している間、発信側に対して無音状態になるのを避けるため、GU2を送出することが望ましい。

(注4) GU2は、既存のアナログ電話用設備で使用しているRBT、BT等と紛らわしくないことが望ましい。

(注5) GU2は、これにより発信側の端末機器が誤動作しないよう考慮したものであることが望ましい。

(8) 内線不出通知ガイダンス (GU3)

(a) 機能

発信者に対して、指定された内線端末機器が応答しなかったことを通知する可聴信号。

(b) 信号仕様

表4-13/JJ-30.10による。

表4-13/JJ-30.10 内線不出通知ガイダンス (GU3)

項目	レベル	規定	記 事
信号形式	レベル2	他信号と異なる可聴音	トーキ又はメロディ

(注1) 16Hz呼出信号以外による呼出しに対してはGU3を送出しないこと。

(注2) GU3は、既存のアナログ電話用設備で使用しているRBT、BT等と紛らわしくないことが望ましい。

(注3) GU3は、これにより発信側の端末機器が誤動作しないよう考慮したものであることが望ましい。

(9) 指定内線未設置通知ガイダンス (GU4)

(a) 機能

発信者に対して、指定された内線端末機器が未設置又は未接続であることを通知する可聴信号。

(b) 信号仕様

表4-14/JJ-30.10による。

表4-14/JJ-30.10 指定内線未設置通知ガイダンス (GU4)

項目	レベル	規定	記 事
信号形式	レベル2	他信号と異なる可聴音	トーキ又はメロディ

(注1) 16Hz呼出信号以外による呼出しに対してはGU4を送出しないこと。

(注2) GU4は、既存のアナログ電話用設備で使用しているRBT、BT等と紛らわしくないことが望ましい。

(注3) GU4は、発信側端末機器が誤動作しないよう考慮したものであることが望ましい。

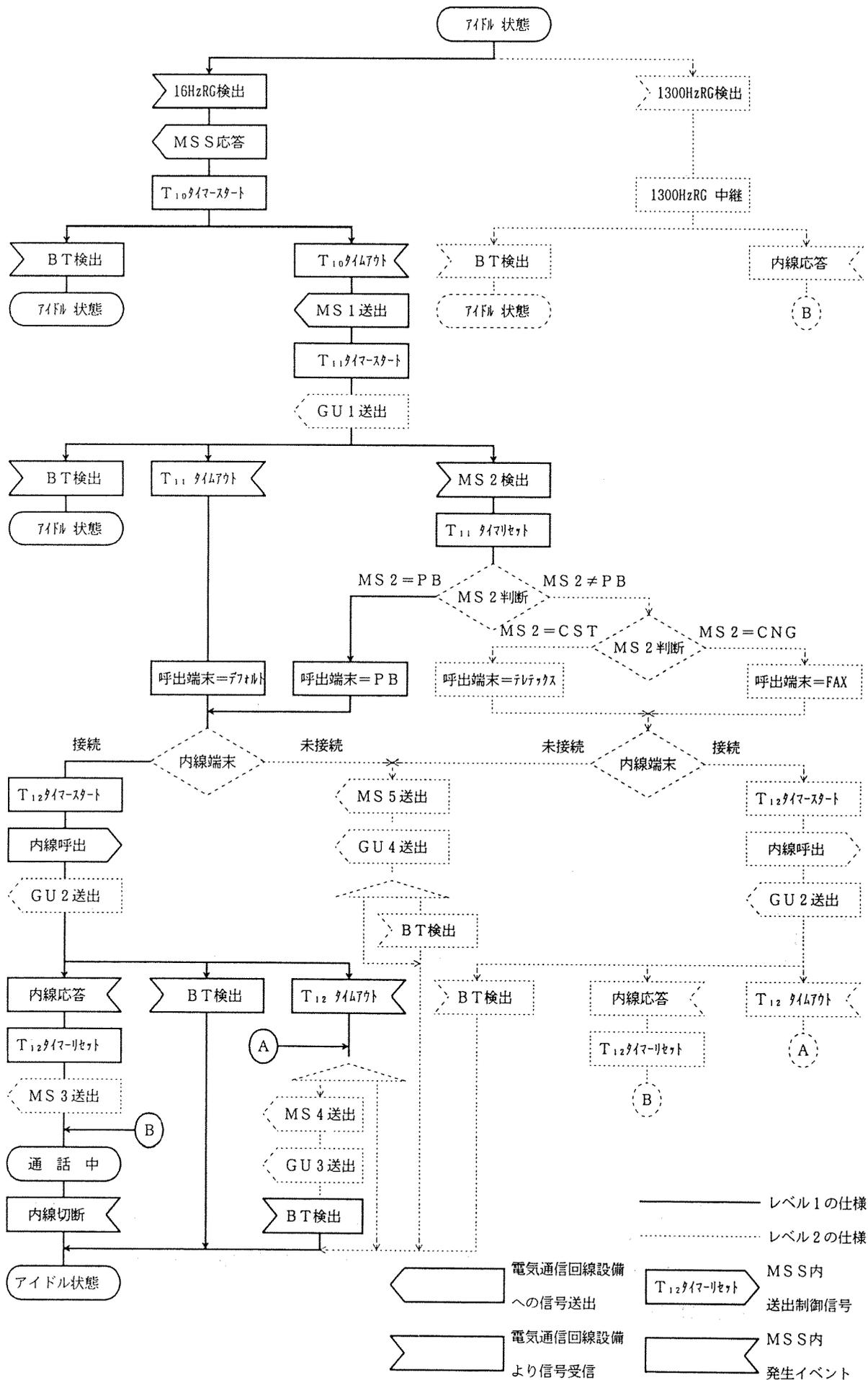


図4-1/JJ-30.10 制御フロー

4.4 タイミング条件

(1) MS 1 送出タイミング (T_{10})

(a) 機能

MSSが電気通信回線設備に応答を通知してから、電気通信回線設備が網内通話路を設定する時間を確保する。

(b) 起点・終点

タイミング規定の起点・終点は図4-2/JJ-30.10による。

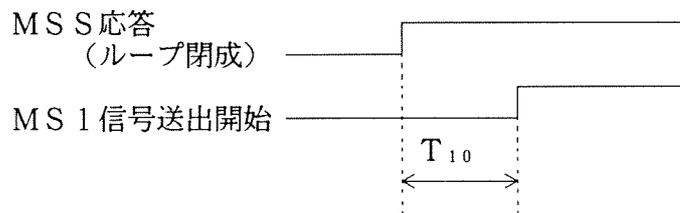


図4-2/JJ-30.10 MS 1 送出シーケンス

(c) タイミング規格

表4-15/JJ-30.10による。

表4-15/JJ-30.10 MS 1 送出タイミング規格

項目	レベル	規定	記事
最小時間	レベル1	1.5 S以上	
最大時間	レベル1	2.0 S以下	

(2) MS 2 受信待タイマー (T_{11})

(a) 機能

発信側端末機器がMS 2による内線端末機器の指定ができないこと又は発信側操作者が着信側にMSSが設置されていることを知らないと判断するためのMS 2信号受信監視時間。

(b) 起点・終点

タイミング規定の起点・終点は図4-3/JJ-30.10による。

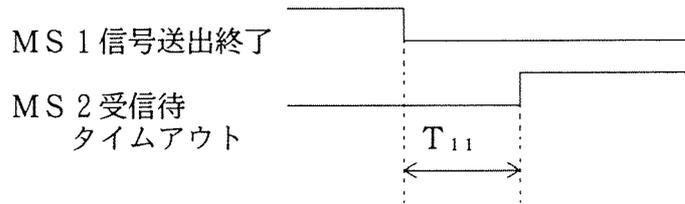


図4-3/JJ-30.10 MS2受信シーケンス

(c) タイミング規格

表4-16/JJ-30.10による。

表4-16/JJ-30.10 MS2受信タイミング規格

項目	レベル	規定	記事
最大時間	レベル1	10S以下	

注) GU1送出時間中に本タイマがタイムアウトしないことが望ましい。

4.5 終話制御

(1) 内線端末機器が応答した場合の制御

MSSは、内線端末機器からの指示により終話処理を行う。ただし、内線端末機器からの切断/終話通知信号の仕様はMSS製造者等に委ねる。

(2) 内線端末機器が未設置又は不出の場合の制御

内線端末機器が未設置又は不出を検出してから、BT信号を検出するまでの間のMSSの制御は、製造者等に委ねる。

ただし、電気通信回線設備から送信されるBT信号を検出した場合は、速やかにMSSを初期状態に復帰させる。

5. その他（補足）

(1) デフォルト端末

MS 2が受信できない場合にMSSが呼び出す内線端末設備等であるデフォルト端末の設定は、MSS製造者、あるいは設置者に委ねるが、DP電話機からの着信時、応答上の不都合が生じると思われる場合は電話機とすることを推奨する。

(2) 優先する基準

「電気通信事業法に基づく技術基準」に係わる事項については、当該技術基準が全て優先する。

既 存 ア ナ ログ 電 話 用 設 備 で 使 用 す る 信 号 仕 様

付 表 1 - 1 / J J - 3 0 . 1 0 電 気 通 信 回 線 設 備 及 び 発 信 側 端 末 設 備 等 か ら
送 出 さ れ る 主 な 信 号

項 目	規 定
1 6 Hz呼 出 信 号 (1 6 Hz R G)	ア ナ ログ 電 話 用 設 備 で 端 末 設 備 に 着 信 が あ っ た こ と を 通 知 す る た め の 信 号 で、 1 5 Hz 以 上 2 0 Hz 以 下 の 周 波 数 の 信 号 を、 断 続 比 2 0 I P M ± 2 0 % 以 内、 か つ メ ー ク 率 3 3 ± 1 0 % 以 内 で 断 続 す る 信 号。
1 3 0 0 Hz呼 出 信 号 (1 3 0 0 Hz R G)	ア ナ ログ 電 話 用 設 備 で、 加 入 フ ァ ク シ ミ リ 網 サ ー ビ ス で の 端 末 設 備 に 着 信 が あ っ た こ と を 通 知 す る た め の 信 号 で、 1 3 0 0 ± 1 0 Hz の 信 号。
話 中 音 (B T)	4 0 0 Hz ± 2 0 Hz の 信 号 を 断 続 比 6 0 I P M ± 2 0 % か つ メ ー ク 率 5 0 ± 1 0 % 以 内 で 断 続 し た 信 号。
プ ッ シ ュ ボ タ ン 信 号 (P B)	付 表 1 - 2 / J J - 3 0 . 1 0 及 び 付 表 1 - 3 / J J - 3 0 . 1 0 に よ る 信 号。
発 呼 ト ー ン (C N G)	フ ァ ク シ ミ リ 通 信 に お け る、 発 信 側 が フ ァ ク シ ミ リ で あ る こ と を 着 信 側 に 通 知 す る 信 号。 1 1 0 0 Hz ± 3 8 Hz を 0.5 秒 ± 1 5 % 送 出、 3 秒 ± 1 5 % 停 止 す る 断 続 信 号。
被 呼 局 識 別 信 号 (C E D)	フ ァ ク シ ミ リ 通 信 に お け る、 着 信 側 が フ ァ ク シ ミ リ で あ る こ と を 発 信 側 に 通 知 す る 信 号。 2 1 0 0 Hz ± 1 5 Hz を 応 答 1.8 秒 以 上 2.5 秒 以 下 後 に 2.6 秒 以 上 4 秒 以 下 送 出 す る 信 号。
発 呼 識 別 信 号 (C S T)	日 本 語 テ レ テ ッ ク ス お よ び パ ー ソ ナ ル コ ン ピ ュ ー タ 通 信 に お け る 発 呼 識 別 信 号。 注 1)
着 呼 応 答 信 号 (A S T)	日 本 語 テ レ テ ッ ク ス お よ び パ ー ソ ナ ル コ ン ピ ュ ー タ 通 信 に お け る 着 呼 応 答 信 号。 注 1)

(注 1) 日 本 語 テ レ テ ッ ク ス に 関 し て は 「日 本 語 テ レ テ ッ ク ス 装 置 推 奨 通 信 方 式 (郵 政 省 告 示 第 1 9 6 号、 昭 和 6 0 年)」 に、 パ ー ソ ナ ル コ ン ピ ュ ー タ 通 信 に 関 し て は 「パ ー ソ ナ ル ・ コ ン ピ ュ ー タ 通 信 装 置 推 奨 通 信 方 式 (郵 政 省 告 示 第 1 9 9 号、 昭 和 6 0 年)」 に よ る。

付表1-2/JJ-30.10 PB信号の電氣的条件(その1・周波数)

低群周波数 高群周波数	697Hz	770Hz	852Hz	941Hz
1,209Hz	1	4	7	*
1,336Hz	2	5	8	0
1,477Hz	3	6	9	#
1,633Hz	A	B	C	D

(注) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)による。

付表1-3/JJ-30.10 PB信号の電氣的条件(その2・送出電力等)

項 目	規 格
信号周波数偏差	信号周波数の±1.5%以内
信号送出電力	(-22+L) dBm (平均レベル) 以上、 (-15+L) dBm (平均レベル) 以下で、かつ 0 dBm (最大レベル) を超えないこと
2周波レベル差	5 dBm 以内、かつ低群周波数の電力が高群周波数の電力を超えない信号

(注1) Lは、アナログ電話用設備のうち端末区間に使用する線路設備の1,500Hzにおける伝送損失。

(注2) 信号送出電力のうち「(-15+L) dBm (平均レベル) 以下で、かつ0 dBm (最大レベル) を超えないこと」の規定及び信号周波数偏差の規定は端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)による。

また、2周波レベル差は事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)による。

P B 信 号 受 信 最 小 レ ベ ル

M S 信 号 受 信 側 M S S で 検 出 し な け れ ば な ら ない P B 信 号 最 小 レ ベ ル は、 付 表 1 - 3 / J J - 3 0 . 1 0 で 規 定 す る M S 信 号 が、 標 準 的 な 電 気 通 信 回 線 設 備 を 経 由 し て 伝 送 さ れ た 場 合 の 伝 送 損 失 を 考 慮 し た レ ベ ル で な け れ ば な ら ない。 最 小 送 出 電 力 は $(-22 + L)$ dBm、 電 気 通 信 回 線 設 備 の 総 合 伝 送 損 失 は $(11 + 2L)$ dB で あり、 着 信 側 M S S に 到 着 す る M S 信 号 の 最 小 レ ベ ル は $(-33 - L)$ dBm と な る。

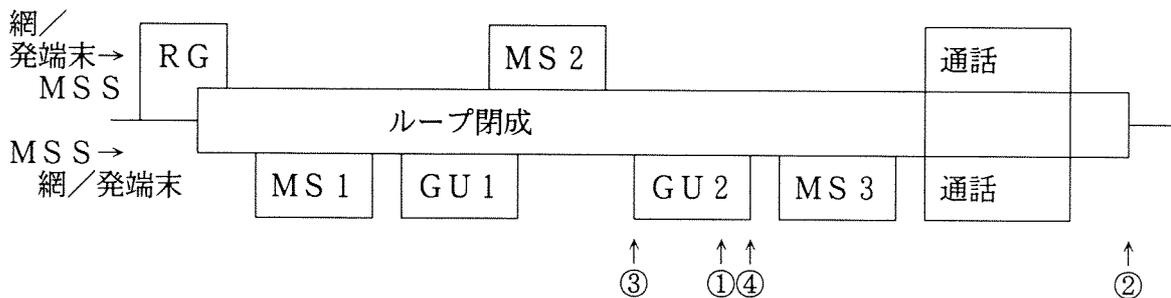
こ こ で、 端 局 と 端 末 設 備 間 伝 送 損 失 を 7 dB と す れ ば、 -40 dBm が 最 小 レ ベ ル と な る。

付録1 制御シーケンス

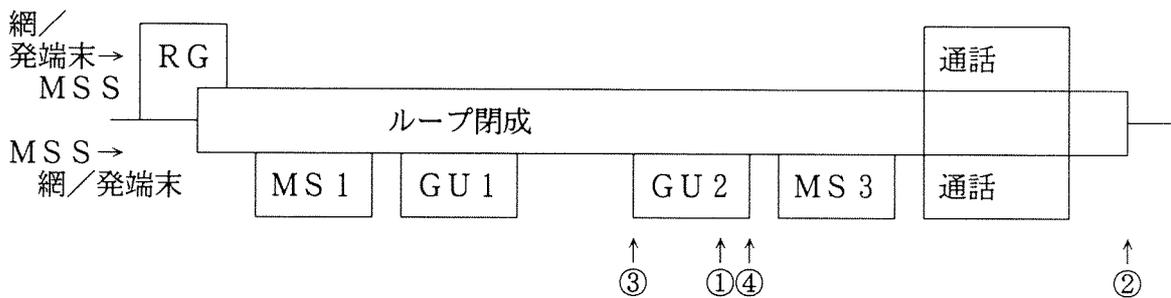
4.3節で示した制御フローに従いMSSが動作した場合の規定点での信号シーケンスを参考として付図1-1/JJ-30.10から付図1-8/JJ-30.10に示す。

なお、MSS内で発生する下記の4つのイベントとの関係も合わせて示す。

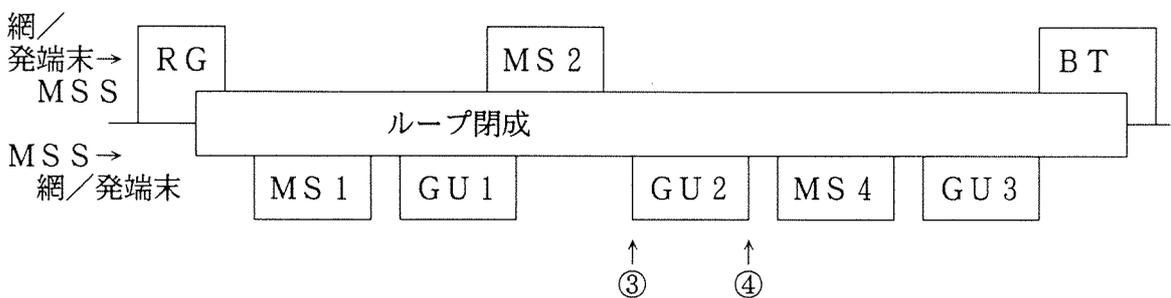
- ①：内線端末応答（ループオン等）
- ②：内線端末切断（ループオフ等）
- ③：内線端末呼出開始
- ④：内線端末呼出停止



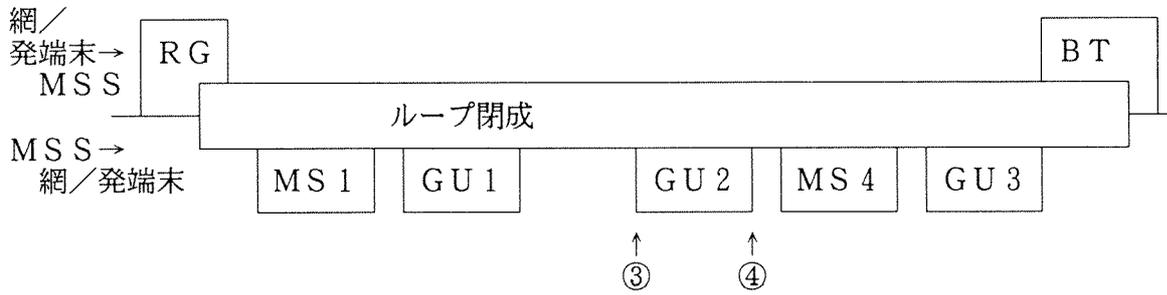
付図1-1/JJ-30.10 16 Hz呼出・MS 2 受信・内線端末応答の場合のシーケンス



付図1-2/JJ-30.10 16 Hz呼出・MS 2 なし・デフォルト端末応答の場合の制御シーケンス



付図1-3/JJ-30.10 16 Hz呼出・MS 2 受信・内線端末不出の場合の制御シーケンス



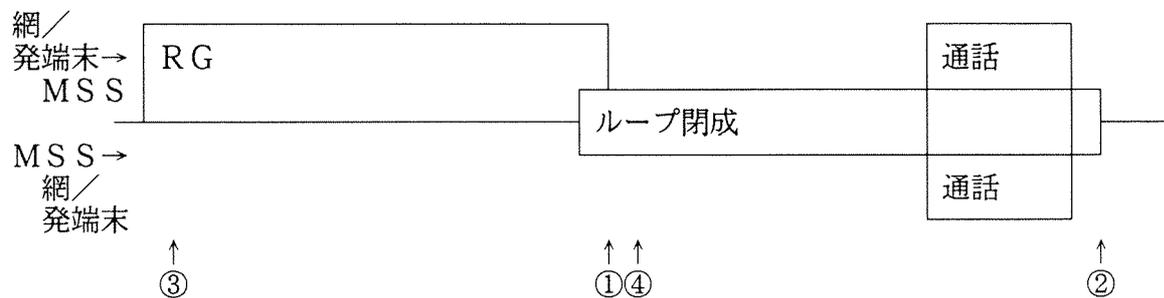
付図1-4/JJ-30.10 16 Hz呼出・MS 2なし・デフォルト端末不出の場合の制御シーケンス



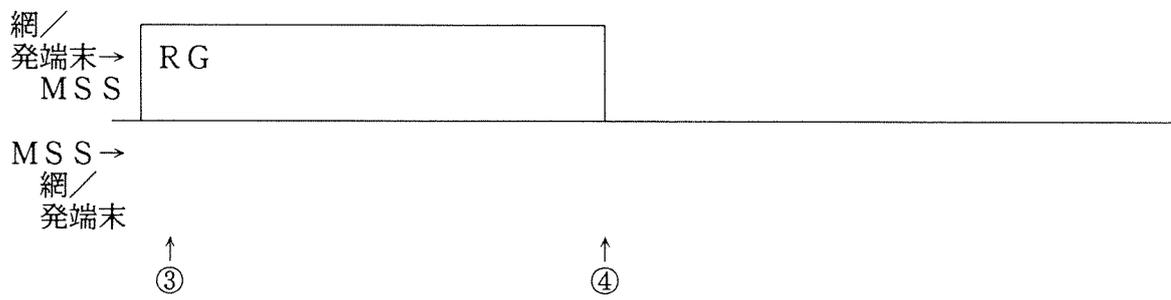
付図1-5/JJ-30.10 16 Hz呼出・MS 2受信・内線端末未設置の場合の制御シーケンス



付図1-6/JJ-30.10 16 Hz呼出・MS 2なし・デフォルト端末未設置の場合の制御シーケンス



付図1-7/JJ-30.10 1300 Hz呼出・内線端末応答の場合の制御シーケンス



付図1-8/JJ-30.10 1300Hz呼出・内線端末未設置/不出の場合の制御
シーケンス

付録2 用語対照表

略号	フルネーム	日本語名等
A S T	Answer Signal of Teletex	着呼応答信号
B T	Busy Tone	話中音
C E D	Called station identification	被呼局識別信号
C N G	Calling tone	発呼トーン
C S T	Calling Signal of Teletex	発呼識別信号
G U	Guidance	ガイダンス
I R	Interrupted Ringing	呼出信号
M S	Multi Services Switcher signal	MS信号
M S S	Multi Services Switcher	選択着信装置
P B信号	Push Button 信号	プッシュボタン信号
R B T	Ring Back Tone	呼出音
R G	Ringling	着呼通知信号